

衛生委員会だより

平成 29年3月17日

社会福祉法人ならやま会
衛生委員会

<今月の衛生委員会>

今年度最後の衛生委員会が15日に開催されました。

4月のプラチナくるみん申請に向けて、目標が達成できるよう協力し合って最後まで努力することを確認したほか、第4回行動計画を承認しました。

29年度衛生委員会の協議事項に「休暇制度（子育て・長期休暇）」を新たに加え、子育て世代支援のため、働く祖父母が育児に関わりやすくする制度や、職員のニーズに合った長期休暇が取りやすい制度の導入について検討していくことになりました。

今後も率直なご意見を各事業所の安全衛生推進者までお寄せください。

改正 育児・介護休業法について

前号で、育児・介護休業法、男女雇用機会均等法の主な改正点についてお知らせしましたが、重要な点が抜けていました。介護休業・介護休暇の対象家族の範囲が、これまで同居し扶養している場合に限っていた祖父母、兄弟姉妹、孫についても、同居・扶養せずとも対象範囲となりました。 遠方に住む一人暮らしの兄弟の介護のために介護休業・介護休暇を取得するといったことも可能になったということです。

少しおさらいをしていきましょう。

<改正の目的>は、制度を柔軟に利用できるよう見直しを行うことで、働く家族が介護と仕事を両立しやすくさせて介護離職を防止することです。

<介護休業の趣旨>は介護に専念するための休みではなく、介護を軌道に乗せる準備期間です。例えば、退院して介護認定を受け在宅生活を始める段階、施設を探して入所する段階など、状況に応じて93日を上限に3回まで取得できます。

<介護休業中の給与>は支払われませんが、育児休業と同様、雇用保険の介護休業給付から賃金の一部が支払われます。これまでは賃金の40%でしたが、昨年8月から67%に引き上げられ育児休業給付金と同率になりました。

※ご面倒ですが、先月皆さんへ配布したリーフレット「仕事と家庭の両立支援について」7ページ介護中の各種支援制度介護休業欄を下記のように訂正願います

(誤) 配偶者、父母及び子、配偶者の父母、又は同居し、かつ扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫

(正) 配偶者、父母及び子、配偶者の父母、又は同居し、~~かつ扶養している~~祖父母、兄弟姉妹及び孫

「衛生委員会だより」は、従業員の皆さんに衛生委員会に対する理解を深めていただき、衛生委員会で各事業所の安全衛生推進者が現場の声を反映しやすい環境づくりを目指して発行しています

29年度は、各事業所が持ち回りで担当する予定ですのでご期待ください。